## 長野県特別職報酬等審議会資料

30. 4.13

給料(報酬)月額の状況 (ページ) 長野県の特別職の職員の給料月額等の推移 1 1 2 2 特別職の給料月額等の全国状況 3 知事給料月額の推移の全国状況 3 長野県の一般職と特別職の給与改定率の推移 4 4 長野県の最近の人事委員会勧告の実施状況 5 5 平成25年7月以降特別職の給料月額等を改定した都府県 6 6 7 各指標における給料月額等の改定率の状況 7 退職手当の状況 1 特別職の退職手当の全国状況 8 2 長野県の一般職の退職手当引下げについて 9 3 平成25年7月以降特別職の退職手当の支給率を改定した都道府県 10 参考資料 主な県勢指標の比較 1 11 県勢指標類似県との比較 2 12 長野県特別職報酬等審議会条例 3 14 長野県特別職報酬等審議会の傍聴要領 4 15 特別職の職員の給与に関する条例 5 16 特別職報酬等審議会の答申(平成25年5月)について 6 23 県議会議員の報酬の額並びに知事及び副知事の給料の額及び退職手当の 24 支給基準の改定について(平成25年5月答申)

# 長野県の特別職の職員の給料月額等の推移

(円)

職員区分	知事·ā	副知事		議会の議員	
改定年月	知 事	副知事	議長	副議長	議員
S42.10. 1	230,000	190,000	170,000	150,000	135,000
S44.10. 1	300,000	235,000	205,000	180,000	165,000
S46.10. 1	385,000	290,000	255,000	225,000	205,000
S49.10. 1	500,000	390,000	350,000	320,000	290,000
S51. 4. 1	600,000	490,000	430,000	400,000	370,000
S52.10. 1	700,000	580,000	520,000	480,000	450,000
S54.10. 1	800,000	640,000	600,000	540,000	500,000
S57. 4. 1	890,000	710,000	670,000	600,000	560,000
S59. 4. 1	970,000	770,000	730,000	650,000	610,000
S61. 4. 1	1,050,000	830,000	790,000	700,000	660,000
S63. 4. 1	1,090,000	860,000	820,000	730,000	690,000
H 2. 4. 1	1,180,000	930,000	890,000	800,000	750,000
H 4. 4. 1	1,300,000	1,000,000	1,000,000	870,000	820,000
H 7. 4. 1	1,350,000	1,040,000	1,040,000	910,000	850,000
H 20. 4. 1	1,282,000	988,000	988,000	864,000	807,000
H 25. 7. 1	1,278,000	985,000	985,000	861,000	804,000

# 特別職の給料月額等の全国状況

平成30年4月1日現在

1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-				=,,		<del>*</del> –		=:1=*	-		<u>)年4月1日現在</u>
都道府県名		-		副知事		議 長		副議長		<del>美</del> 員	適用日
小汽车	位	万円	位	万円	位	万円	位	万円	位。	万円	114 10 1
北海道	7	138.0	5	110.0	5	116.0	4	104. 0	8	90.0	H4. 10. 1
青森	30	126. 0	34	97. 0	39	91.0	43	81.0	29	78. 0	H30. 4. 1
岩手	39	123. 0	40	95. 0	46	89. 0	46	80.0	40	77. 0	H28. 4. 1
宮城	15	131.0	17	102. 0	13	102. 0	14	91. 0	14	84. 0	H18.4.1 <sub>知事・副知事H18.7.1</sub>
秋田	44	121. 0	46	93. 0	39	91.0	43	81. 0	29	78. 0	議長等H5.4.1
山形	41	122. 6	43	94. 4	47	88.6	47	79. 1	44	76. 2	H30. 4. 1
福島	13	132. 0	15	103. 0	16	101.0	16	90.0	18	83. 0	H7. 10. 1
茨城	10	134. 0	7	108. 0	16	101.0	16	90.0	12	85.0	H7. 4. 1
栃木	23	129. 0	23	101.0	19	99.0	16	90.0	18	83.0	副知事H19.4.1 知事・副知事H22.4.1
群馬	15	131.0	11	106.0	23	98. 0	12	92. 0	18	83.0	議長等H6.10.1
埼玉	4	142. 0	3	113. 4	6	114. 4	7	101.6	6	92. 7	H18. 4. 1
千 葉	5	139.0	4	111.0	9	111.0	10	97. 0	10	88. 0	H5. 10. 1
東京	2	145. 6	1	118. 9	1	127. 1	1	114. 7	1	102. 2	H28. 4. 1
神奈川	3	145. 0	2	116.0	3	120. 0	2	108.0	3	97. 0	H7. 12. 1
新潟	29	126. 6	26	99. 1	22	98. 1	33	85. 8	28	78.6	H30. 4. 1
富山	18	130. 0	17	102. 0	39	91.0	29	86. 0	29	78. 0	H6. 1. 1
石川	18	130. 0	17	102. 0	39	91.0	29	86. 0	29	78. 0	H6. 7. 1
福井	18	130. 0	17	102. 0	39	91.0	29	86. 0	29	78. 0	H6. 1. 1
山梨	32	125. 0	39	96. 0	39	91.0	39	82. 0	40	77. 0	H22. 12. 1
<mark>長野</mark>	28	127. 8	30	98. 5	21	98. 5	28	86. 1	24	80. 4	H25. 7. 1
岐阜	10	134. 0	11	106.0	13	102.0	12	92. 0	12	85.0	H6. 12. 1
静岡	17	130. 1	10	106.3	12	102.3	15	90. 4	17	83. 4	H28. 4. 1 <sub>知事・副知事H27. 4. 1</sub>
愛知	8	135.4	9	107. 3	2	120. 9	3	106. 4	2	97. 7	議長等H19.1.1 知事・副知事H19.4.1
三重	27	128. 0	23	101.0	13	102. 0	16	90. 0	18	83. 0	議長等H8.1.1
滋賀	32	125. 0	31	98. 0	23	98.0	34	85. 0	25	80.0	H27. 8. 1 知事・副知事:H18. 4. 1
京都	22	129. 2	16	102. 3	7	112.0	5	103. 0	4	96.0	議長等: H8. 3. 1 知事・副知事H28. 4. 1
大阪	1	152.0	13	105.0	4	117. 0	5	103. 0	5	93.0	議長等H4.4.1
兵 庫	10	134. 0	13	105. 0	11	108. 0	8	98. 5	10	88. 0	H25. 4. 1
奈 良	43	121. 4	42	94. 7	32	96. 5	36	84. 3	39	77.8	H23. 12. 1
和歌山	44	121. 0	40	95. 0	34	95. 0	43	81. 0	40	77. 0	H17. 4. 1
鳥取	47	115. 1	47	90.6	33	95.8	38	83. 6	38	77. 9	H29. 4. 1
島根	34	124. 0	34	97. 0	36	94. 0	39	82. 0	45	76. 0	H24. 4. 1
岡山	23	129. 0	17	102.0	18	100.0	16	90.0	14	84. 0	H18. 7. 1
広島	6	138.9	6 17	109.1	8	111.3	11	96. 4	7	90. 1	H13. 1. 1
山口	23	129. 0	17	102. 0	23	98. 0	22	88. 0	14	84. 0	H20. 4. 1
徳島	18	130.0	27	99.0	34	95. 0	29	86. 0	23	81.0	H9. 4. 1
香川	26	128. 5	31	98. 0	36	94. 0	34	85. 0	25	80.0	H16. 4. 1
愛媛	13	132. 0	23	101.0	29	97. 0	24	87. 0	22	82. 0	H8. 4. 1
高知	42	122. 0	44	94. 0	45	90.0	39	82. 0	40	77. 0	H22. 4. 1
福岡	9	135.0	7	108.0	9	111.0	9	98. 0	9 45	89. 0	H5. 4. 1
佐賀	46	119.0	44	94. 0	36	94. 0	39	82. 0	45	76. 0	H18. 4. 1
長崎	30	126. 0	27	99.0	19	99. 0	22	88. 0	25	80. 0	H18. 8. 1
熊本	34	124. 0	34	97. 0	29	97. 0	24	87. 0	29	78. 0	H18. 4. 1
大分	34	124. 0	27	99.0	23	98. 0	27	86. 5	29	78. 0	H19. 4
宮崎	34	124. 0	31	98. 0	23	98. 0 07. 0	21	89. 0	29	78. 0	H18.10.1 知事・副知事H23.8.1
鹿児島	34	124. 0	34	97. 0	29	97. 0	24	87. 0	29	78. 0	知事・副知事H23.8.1 議長等H24.4.1
沖縄	39	123. 0	34	97. 0	23	98. 0	37	84. 0	47	75. 0	H25. 4. 1
平均		129. 5		101. 5		100.6		89. 9		82. 8	

### 知事給料月額の推移の全国状況

各年4.1現在

(単位・万円)

																										(+12	江:万円)
都道府県	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	順位
北海道	138	<b>→</b>	$\rightarrow$	$\rightarrow$	<b>→</b>	<b>→</b>	$\rightarrow$	$\rightarrow$	<b>→</b>	$\rightarrow$	<b>→</b>	<b>→</b>	$\rightarrow$	<b>→</b>	$\rightarrow$	<b>→</b>	7										
青 森	$\rightarrow$	127	$\rightarrow$	<b>→</b>	$\rightarrow$	$\rightarrow$	$\rightarrow$	<b>→</b>	<b>→</b>	$\rightarrow$	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	$\rightarrow$	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	$\rightarrow$	$\rightarrow$	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	126	30
岩 手	$\rightarrow$	127	$\rightarrow$	130	$\rightarrow$	$\rightarrow$	$\rightarrow$	$\rightarrow$	<b>→</b>	$\rightarrow$	<b>→</b>	<b>→</b>	$\rightarrow$	124	$\rightarrow$	$\rightarrow$	$\rightarrow$	$\rightarrow$	<b>→</b>	$\rightarrow$	$\rightarrow$	$\rightarrow$	<b>→</b>	123	$\rightarrow$	<b>→</b>	39
宮城	<b>→</b>	$\rightarrow$	131	<b>→</b>	133	$\rightarrow$	$\rightarrow$	$\rightarrow$	<b>→</b>	$\rightarrow$	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	131	$\rightarrow$	$\rightarrow$	<b>→</b>	$\rightarrow$	<b>→</b>	$\rightarrow$	$\rightarrow$	$\rightarrow$	$\rightarrow$	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	15
秋田	127	$\rightarrow$	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	$\rightarrow$	$\rightarrow$	$\rightarrow$	<b>→</b>	$\rightarrow$	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	$\rightarrow$	121	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	$\rightarrow$	$\rightarrow$	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	44
山形	127	$\rightarrow$	130	<b>→</b>	<b>→</b>	$\rightarrow$	<b>→</b>	$\rightarrow$	<b>→</b>	$\rightarrow$	<b>→</b>	<b>→</b>	$\rightarrow$	121. 2	$\rightarrow$	<b>→</b>	$\rightarrow$	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	$\rightarrow$	$\rightarrow$	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	122. 6	41
福島	<b>→</b>	129	$\rightarrow$	132	<b>→</b>	$\rightarrow$	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	$\rightarrow$	<b>→</b>	$\rightarrow$	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	13								
茨 城	124	→	134	$\rightarrow$	<b>→</b>	$\rightarrow$	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	$\rightarrow$	<b>→</b>	<b>→</b>	$\rightarrow$	<b>→</b>	$\rightarrow$	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	$\rightarrow$	$\rightarrow$	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	10
栃木	<b>→</b>	126	$\rightarrow$	<b>→</b>	134	$\rightarrow$	$\rightarrow$	<b>→</b>	<b>→</b>	$\rightarrow$	<b>→</b>	$\rightarrow$	$\rightarrow$	<b>→</b>	<b>→</b>	129	<b>→</b>	23									
群馬	<b>→</b>	<b>→</b>	133	<b>→</b>	<b>→</b>	$\rightarrow$	$\rightarrow$	<b>→</b>	<b>→</b>	$\rightarrow$	<b>→</b>	<b>→</b>	$\rightarrow$	<b>→</b>	→	<b>→</b>	<b>→</b>	131	<b>→</b>	15							
埼 玉	<b>→</b>	$\rightarrow$	$\rightarrow$	$\rightarrow$	144	$\rightarrow$	$\rightarrow$	$\rightarrow$	<b>→</b>	$\rightarrow$	<b>→</b>	<b>→</b>	$\rightarrow$	142	$\rightarrow$	$\rightarrow$	$\rightarrow$	<b>→</b>	$\rightarrow$	$\rightarrow$	$\rightarrow$	$\rightarrow$	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	4
千 葉	$\rightarrow$	139	$\rightarrow$	$\rightarrow$	$\rightarrow$	$\rightarrow$	$\rightarrow$	$\rightarrow$	<b>→</b>	$\rightarrow$	$\rightarrow$	$\rightarrow$	$\rightarrow$	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	$\rightarrow$	<b>→</b>	$\rightarrow$	<b>→</b>	$\rightarrow$	$\rightarrow$	$\rightarrow$	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	5
東京	<b>→</b>	<b>→</b>	161	164	<b>→</b>	$\rightarrow$	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	162	<b>→</b>	158. 5	157. 1	155. 1	153. 1	151.1	149.4	148. 6	148. 1	147. 8	145.5	145.6	<b>→</b>	<b>→</b>	2
神奈川	<b>→</b>	$\rightarrow$	$\rightarrow$	145	<b>→</b>	$\rightarrow$	$\rightarrow$	<b>→</b>	$\rightarrow$	$\rightarrow$	<b>→</b>	<b>→</b>	$\rightarrow$	<b>→</b>	<b>→</b>	$\rightarrow$	<b>→</b>	$\rightarrow$	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	$\rightarrow$	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	3
新潟	124	$\rightarrow$	130	132	134	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	133	<b>→</b>	124	$\rightarrow$	<b>→</b>	124. 1	124. 6	125. 6	126. 6	29						
富山	$\rightarrow$	130	$\rightarrow$	<b>→</b>	<b>→</b>	$\rightarrow$	<b>→</b>	<b>→</b>	$\rightarrow$	<b>→</b>	$\rightarrow$	$\rightarrow$	$\rightarrow$	<b>→</b>	18												
石川	$\rightarrow$	$\rightarrow$	130	$\rightarrow$	<b>→</b>	$\rightarrow$	$\rightarrow$	<b>→</b>	$\rightarrow$	<b>→</b>	18																
福井	$\rightarrow$	130	<b>→</b>	$\rightarrow$	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	18																	
山梨	<b>→</b>	<b>→</b>	122	<b>→</b>	126	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	$\rightarrow$	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	$\rightarrow$	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	125	<b>→</b>	$\rightarrow$	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	32
長野	<b>→</b>	<b>→</b>	135	<b>→</b>	→	<b>→</b>	128. 2	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	127. 8	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	28									
岐阜	$\rightarrow$	$\rightarrow$	134	$\rightarrow$	<b>→</b>	$\rightarrow$	10																				
静岡	<b>→</b>	133	<b>→</b>	136	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	135	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	131	<b>→</b>	<b>→</b>	129.8	<b>→</b>	128. 7	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	130. 1	<b>→</b>	<b>→</b>	17
愛知	147	$\rightarrow$	$\rightarrow$	<b>→</b>	<b>→</b>	154	$\rightarrow$	<b>→</b>	<b>→</b>	$\rightarrow$	<b>→</b>	150. 9	$\rightarrow$	<b>→</b>	140.3	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	$\rightarrow$	$\rightarrow$	135. 4	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	8
三重	$\rightarrow$	128	$\rightarrow$	<b>→</b>	131	$\rightarrow$	$\rightarrow$	<b>→</b>	<b>→</b>	$\rightarrow$	<b>→</b>	<b>→</b>	$\rightarrow$	129	128	$\rightarrow$	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	27						
滋賀	<b>→</b>	$\rightarrow$	$\rightarrow$	132	<b>→</b>	$\rightarrow$	<b>→</b>	$\rightarrow$	<b>→</b>	$\rightarrow$	<b>→</b>	<b>→</b>	$\rightarrow$	<b>→</b>	125	<b>→</b>	<b>→</b>	32									
京都	$\rightarrow$	$\rightarrow$	<b>→</b>	139	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	$\rightarrow$	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	129. 2	$\rightarrow$	$\rightarrow$	$\rightarrow$	$\rightarrow$	$\rightarrow$	<b>→</b>	$\rightarrow$	$\rightarrow$	$\rightarrow$	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	22
大 阪	$\rightarrow$	$\rightarrow$	$\rightarrow$	<b>→</b>	$\rightarrow$	$\rightarrow$	<b>→</b>	$\rightarrow$	<b>→</b>	$\rightarrow$	<b>→</b>	<b>→</b>	$\rightarrow$	<b>→</b>	$\rightarrow$	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	131	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	152	<b>→</b>	<b>→</b>	1
兵 庫	141	$\rightarrow$	$\rightarrow$	$\rightarrow$	<b>→</b>	$\rightarrow$	$\rightarrow$	$\rightarrow$	<b>→</b>	$\rightarrow$	<b>→</b>	<b>→</b>	$\rightarrow$	<b>→</b>	$\rightarrow$	$\rightarrow$	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	$\rightarrow$	134	$\rightarrow$	$\rightarrow$	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	10
奈 良	$\rightarrow$	126	<b>→</b>	<b>→</b>	$\rightarrow$	<b>→</b>	132	<b>→</b>	<b>→</b>	$\rightarrow$	130. 7	129. 2	<b>→</b>	122. 4	$\rightarrow$	<b>→</b>	<b>→</b>	121.8	<b>→</b>	121.4	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	43
和歌山	$\rightarrow$	$\rightarrow$	$\rightarrow$	129	<b>→</b>	$\rightarrow$	$\rightarrow$	$\rightarrow$	<b>→</b>	$\rightarrow$	<b>→</b>	<b>→</b>	$\rightarrow$	→	121	$\rightarrow$	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	$\rightarrow$	44						
鳥取	<b>→</b>	$\rightarrow$	$\rightarrow$	128. 5	<b>→</b>	$\rightarrow$	<b>→</b>	$\rightarrow$	<b>→</b>	$\rightarrow$	126	124. 6	$\rightarrow$	<b>→</b>	144.6	$\rightarrow$	124. 4	120.7	<b>→</b>	120	117. 8	$\rightarrow$	<b>→</b>	113.1	115. 1	<b>→</b>	47
島根	123	$\rightarrow$	<b>→</b>	128	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	$\rightarrow$	<b>→</b>	$\rightarrow$	<b>→</b>	<b>→</b>	$\rightarrow$	<b>→</b>	$\rightarrow$	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	124	$\rightarrow$	$\rightarrow$	$\rightarrow$	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	34
岡山	<b>→</b>	$\rightarrow$	$\rightarrow$	131	<b>→</b>	$\rightarrow$	$\rightarrow$	<b>→</b>	<b>→</b>	$\rightarrow$	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	→ <b></b>	129	$\rightarrow$	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	$\rightarrow$	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	23
広島	<b>→</b>	131	$\rightarrow$	134. 4	<b>→</b>	$\rightarrow$	$\rightarrow$	<b>→</b>	138. 9	$\rightarrow$	<b>→</b>	<b>→</b>	$\rightarrow$	<b>→</b>	$\rightarrow$	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	6						
ЩП	<b>→</b>	<b>→</b>	$\rightarrow$	131	<b>→</b>	$\rightarrow$	$\rightarrow$	$\rightarrow$	<b>→</b>	$\rightarrow$	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	129	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	$\rightarrow$	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	23
徳島	$\rightarrow$	126	<b>→</b>	<b>→</b>	130	$\rightarrow$	$\rightarrow$	$\rightarrow$	$\rightarrow$	$\rightarrow$	$\rightarrow$	<b>→</b>	$\rightarrow$	<b>→</b>	$\rightarrow$	$\rightarrow$	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	$\rightarrow$	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	18
香 川	<b>→</b>	126	$\rightarrow$	130	<b>→</b>	$\rightarrow$	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	$\rightarrow$	<b>→</b>	128.5	<b>→</b>	$\rightarrow$	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	26							
愛媛	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	132	$\rightarrow$	$\rightarrow$	$\rightarrow$	$\rightarrow$	<b>→</b>	$\rightarrow$	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	$\rightarrow$	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	$\rightarrow$	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	13
高 知	<b>→</b>	126	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	130	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	128	126	<b>→</b>	124	$\rightarrow$	<b>→</b>	$\rightarrow$	122	<b>→</b>	<b>→</b>	$\rightarrow$	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	42
福岡	135	$\rightarrow$	<b>→</b>	$\rightarrow$	$\rightarrow$	$\rightarrow$	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	$\rightarrow$	$\rightarrow$	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	9											
佐賀	$\rightarrow$	$\rightarrow$	$\rightarrow$	128	$\rightarrow$	119	$\rightarrow$	<b>→</b>	$\rightarrow$	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	$\rightarrow$	$\rightarrow$	$\rightarrow$	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	46								
長崎	119	$\rightarrow$	128	$\rightarrow$	133	$\rightarrow$	$\rightarrow$	$\rightarrow$	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	126	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	$\rightarrow$	<b>→</b>	<b>→</b>	$\rightarrow$	<b>→</b>	<b>→</b>	30
熊本	$\rightarrow$	$\rightarrow$	131	$\rightarrow$	134	$\rightarrow$	$\rightarrow$	$\rightarrow$	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	124	$\rightarrow$	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	$\rightarrow$	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	34
大 分	$\rightarrow$	126	<b>→</b>	131	<b>→</b>	$\rightarrow$	<b>→</b>	$\rightarrow$	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	124	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	$\rightarrow$	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	34
宮崎	119	<b>→</b>	126	<b>→</b>	131	$\rightarrow$	$\rightarrow$	$\rightarrow$	<b>→</b>	$\rightarrow$	<b>→</b>	<b>→</b>	$\rightarrow$	<b>→</b>	124	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	$\rightarrow$	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	34
鹿児島	119	<b>→</b>	$\rightarrow$	131	<b>→</b>	$\rightarrow$	$\rightarrow$	$\rightarrow$	<b>→</b>	$\rightarrow$	<b>→</b>	124	$\rightarrow$	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	34								
沖 縄	<b>→</b>	$\rightarrow$	$\rightarrow$	128	<b>→</b>	$\rightarrow$	$\rightarrow$	$\rightarrow$	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	125	<b>→</b>	$\rightarrow$	124	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	123	$\rightarrow$	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	<b>→</b>	39

# 長野県の一般職と特別職の給与改定率の推移

<b>左</b>	一般職(	行政職)	特別職(知事)				
年度		25年度を 100とした場合の率		25年度を 100とした場合の率			
	%		%				
25	0.00	100	△0. 3 (127.8万円)	←25年度改定			
26	0. 25	100. 25	-	100.0			
27	0. 50	100. 75	-				
28	0. 28	101. 03	-				
29	0. 12	101. 15	-	100.0			

# 【参考】前回改定時の状況

年度	•	行政職) 20年度を 100とした場合の率	特別職(知事) 20年度を 100とした場合の率					
	%		%					
20	0.00		△5. 0 (128.2万円)	←H20改定				
21	Δ0.19	99.8	Ī	100.0				
22	Δ0.16	99.7	_					
23	0.00	99.7	I					
24	0.00	99.7	-	100.0				
-			△0. 3 (127.8万円)	←H25改定				

### 長野県の最近の人事委員会勧告の実施状況

	月例給	特別	J給	給与勧告( 年間給与額	
	勧告率	年間支給月数	対前年比増減	額	率
平成 17 年	△0. 35%	4. 45 月	0.05 月	△0.3万円	△0.1%
平成 18 年	勧告なし	4. 45 月	_	(平均5%程度の給 などの給与構造改正	
平成 19 年	0. 42%	4. 50 月	0.05 月	4.8万円	0. 7%
平成 20 年	勧告なし <sup>(注2)</sup>	4. 50 月	_	_	_
平成 21 年	△0. 19%	3.80月	△0.70月	△30.4万円	△4. 5%
平成 22 年	△0. 16%	3.80月	-	△1.0万円	△0. 2%
平成 23 年	勧告なし <sup>(注3)</sup>	3.95 月	0. 15 月	6.1万円	1.0%
平成 24 年	勧告なし <sup>(注4)</sup>	3.95 月	I	ı	-
平成 25 年	勧告なし <sup>(注5)</sup>	3.95 月	I	ı	_
平成 26 年	0. 25%	4. 10 月	0.15月	7.4万円	1. 2%
平成 27 年	0. 50%	4. 20 月	0.10月	7.1万円	1.1%
平成 28 年	0. 28%	4. 30 月	0.10月	5.6万円	0.9%
平成 29 年	0. 12%	4. 40 月	0.10月	4.7万円	0. 7%

<sup>(</sup>注) 1 平成18年の給与較差は△0.03%

<sup>2</sup> 平成 20 年の給与較差は△0.07%

<sup>3</sup> 平成23年の給与較差は0.07%

<sup>4</sup> 平成24年の給与較差は0.00%

<sup>5</sup> 平成25年の給与較差は0.00%

<sup>6</sup> 平成17年度の数値は、特例条例による給与の減額がないものとして算定したもの

# 平成25年7月以降特別職の給料月額等を改定した都府県 (平成30年4月1日現在)

単位:万円

	***		知	<b>F</b>		副知事	<b>F</b>		議・	Ę.		副議長	Ē.		議員	
	適用日	現行	改正前	改定率	現行	改正前	改定率	現行	改正前	改定率	現行	改正前	改定率	現行	改正前	改定率
愛知	知事·副知事 H27.4.1 議長等H19.1.1	135. 4	140. 3	-3. 49%	107. 3	111. 2	-3. 51%									
滋賀	H27. 8. 1	125. 0	132. 0	-5. 30%	98. 0	104. 0	-5. 77%	98. 0	104. 0	-5. 77%	85. 0	90. 0	-5. 56%	80. 0	84. 0	-4. 76%
岩 手	H28. 4. 1	123. 0	124. 0	-0. 81%	95. 0	96. 0	-1.04%	89. 0	89. 0	0. 00%	80.0	80. 0	0. 00%	77. 0	77. 0	0. 00%
東京	H28. 4. 1	145. 6	145. 5	0. 07%	118. 9	118.8	0. 08%	127. 1	127. 1	0. 00%	114. 7	114. 7	0. 00%	102. 2	102. 2	0. 00%
静岡	H28. 4. 1	130. 1	128. 7	1. 09%	106. 3	105. 1	1.14%	102. 3	101. 2	1. 09%	90. 4	89. 4	1. 12%	83. 4	82. 5	1. 09%
大 阪	知事·副知事 H28.4.1 <i>議長等H4.4.1</i>	152. 0	131. 0	16. 03%	105. 0	103. 0	1. 94%									
鳥取	H29. 4. 1	115. 1	114. 3	0. 70%	90. 6	90. 0	0. 67%	95. 8	95. 1	0. 74%	83. 6	83. 0	0. 72%	77. 9	77. 4	0. 65%
青 森	H30. 4. 1	126. 0	127. 0	-0. 79%	97. 0	97. 0	0. 00%	91.0	91. 0	0. 00%	81.0	81. 0	0. 00%	78. 0	78. 0	0. 00%
山 形	H30. 4. 1	122. 6	121. 2	1. 16%	94. 4	93. 3	1. 18%	88. 6	86. 7	2. 19%	79. 1	77. 4	2. 20%	76. 2	74. 6	2. 14%
新潟	H30. 4. 1	126. 6	125. 6	0. 80%	99. 1	98. 3	0. 81%	98. 1	97. 3	0. 82%	85. 8	85. 1	0. 82%	78. 6	78. 0	0. 77%
3	平均	130. 1	129. 0	0. 92%	101. 2	101. 7	-0. 50%	98. 7	98. 9	-0. 19%	87. 5	87. 6	<b>−</b> 0. 14%	81. 7	81. 7	-0. 06%
30年以	<b>降改定県平均</b>	125. 1	124. 6	0. 37%	96. 8	96. 2	0. 66%	92. 6	91. 7	0. 98%	82. 0	81. 2	0. 99%	77. 6	76. 9	0. 95%

## 各指標における給料月額等の改定率の状況

### ①本県一般職給与改定率

年度	H25	H26	H27	H28	H29
改定率	0.00	0.25	0.50	0.28	0.12
H25=100の 場合の値	100	100.25	100.75	101.03	101.15

### ②H25.7以降に見直しを行った県(本県を除く)の平均改定率

単位:万円

		知事	副知事	議長	副議長	議員
給料等月額	見直し前	129.0	101.7	98.9	87.6	81.7
和科守力包	見直し後	130.1	101.2	98.7	87.5	81.7
改定	三率	0.92%	-0.50%	-0.19%	-0.14%	-0.06%

### ③H30に見直しを行った県の平均改定率

単位:万円

		知事	副知事	議長	副議長	議員
給料等月額	見直し前	124.6	96.2	91.7	81.2	76.9
和科守力領	見直し後	125.1	96.8	92.6	82.0	77.6
改定	[率	0.37%	0.66%	0.98%	0.99%	0.95%

### ④全国平均の状況(H30.4.1現在)

単位:万円

区分	知事	副知事	議長	副議長	議員
給料等月額	129.5	101.5	100.6	89.9	82.8

### ⑤本県の状況(H30.4.1現在)

単位:万円

区分	知事	副知事	議長	副議長	議員
給料等月額	127.8	98.5	98.5	86.1	80.4

# 特別職の退職手当の全国状況

平成30年4月1日現在(単位:万円、%)

	平成30年4月1日現在(単位:万円、%)								
都道府県		知事				副知事			現行支給割合の 適用日
	給料月額	支給割合	手当額	順位	給料月額	支給割合	手当額	順位	
北海道	138.0	49.3	3,265.6	34	110.0	41.6	2,196.5	10	H30.4.1
青 森	126.0	55	3,326.4	31	97.0	40	1,862.4	35	H30.4.1
岩 手	123.0	65	3,837.6	12	95.0	45	2,052.0	18	H18.4.1
宮城	131.0	63	3,961.4	9	102.0	41	2,007.4	23	H30.4.1
秋 田	121.0	70	4,065.6	3	93.0	45	2,008.8	22	H18.7.1
山 形	122.6	53	3,118.9	39	94.4	36.5	1,653.9	44	H30.4.1
福島	132.0	53.6	3,396.1	28	103.0	45.4	2,244.6	7	H30.4.1
茨 城	134.0	56	3,601.9	19	108.0	42	2,177.3	13	H22.10.1
栃木	129.0	60	3,715.2	15	101.0	45	2,181.6	12	H14.1.1
群馬	131.0	57	3,584.2	20	106.0	43	2,187.8	11	H28.3.22
埼 玉	142.0	60	4,089.6	2	113.4	46	2,503.9	2	知事:H16.3.26 副知事:H16.10.1
千 葉	139.0	60	4,003.2	7	111.0	45	2,397.6	3	H19.3.16
東京	145.6	50	3,494.4	25	118.9	40	2,282.9	6	H30.1.1
神奈川	145.0	60	4,176.0	1	116.0	45	2,505.6	1	H11.12.24
新 潟	126.6	61	3,706.8	16	99.1	42	1,997.9	24	H30.3.1
富山	130.0	65	4,056.0	5	102.0	45	2,203.2	8	H17.6.29
石 川	130.0	50	3,120.0	37	102.0	36	1,762.6	37	H23.3.18
福井	130.0	60	3,744.0	13	102.0	45	2,203.2	8	H23.3.11
山 梨	125.0	50.2	3,012.0	42	96.0	36.7	1,691.1	43	H30.3.14
長 野	127.8	55	3,373.9	29	98.5	40	1,891.2	33	H25.7.1
岐阜	134.0	58	3,730.6	14	106.0	41	2,086.1	17	H30.4.1
静岡	130.1	65	4,059.1	4	106.3	40	2,041.0	20	H19.4.1
愛 知	135.4	57	3,704.5	17	107.3	42	2,163.2	15	H26.1.1
三重	128.0	59	3,625.0	18	101.0	39	1,890.7	34	H27.4.1
_ <del></del>	125.0	59	3,540.0	23	98.0	41	1,928.6	29	H27.8.1
京都	129.2	62	3,845.0	11	102.3	43	2,111.5	16	H30.1.1
大阪	152.0	_	0.0	47	105.0	20	1,008.0	47	知事:H27.11.27副知事:H24.4.1
兵庫	134.0	63	4,052.2	6	105.0	47	2,368.8	4	H25.4.1
奈良	121.4	60.9	3,548.8	22	94.7	43.5	1,977.3	25	H30.3.27
和歌山	121.0	59	3,426.7	27	95.0	42	1,915.2	30	H25.4.1
鳥取	115.1	60	3,314.9	32	90.6	40	1,739.5	39	H27.4.13
島根	124.0	49.4	2,940.3	45	97.0	34.9	1,624.9	45	H30.4.1
岡山	129.0	57	3,529.4	24	102.0	40	1,958.4	26	H30.4.1
広島	138.9	53.4	3,560.3	21	102.0	38.5	2,016.2	21	H30.4.1
	129.0	50		40		40	1,958.4		H17.4.1
		50	3,096.0	37	102.0	40		26	H21.12.17
徳 島 香 川	130.0 128.5		3,120.0	+	99.0 98.0	36.7	1,900.8	32 41	
		48.3 48.1	2,979.1 3,047.6	43		36.5	1,726.4 1,769.5	36	H30.4.1
	132.0		•	41	101.0				H30.1.1
高知	122.0	48	2,810.9	46	94.0	35	1,579.2	46	H30.3.23
福岡	135.0	51.9	3,363.1	30	108.0	39.4	2,042.5	19	H30.1.1
佐賀	119.0	55	3,141.6	36	94.0	38	1,714.6	42	H25.6.27
長崎	126.0	52	3,145.0	35	99.0	36.6	1,739.2	40	H30.1.1
熊本	124.0	58	3,452.2	26	97.0	41	1,909.0	31	H30.3.23
大分	124.0	55.1	3,279.6	33	99.0	36.7	1,744.0	38	H30.3.8
宮崎	124.0	65	3,868.8	10	98.0	46	2,163.8	14	H26.1.1
鹿児島	124.0	2/3	3,968.0	8	97.0	1/2	2,328.0	5	S26.1.1
<u>沖縄</u>	123.0	50	2,952.0	44	97.0	42	1,955.5	28	H18.10.27
平均	129.5	56.6	3,441.5		101.5	40.5	1,986.6		
集計	55%以 55%才					以上 32県 未満 14県			
ツエル姑		額×支給	宝山 〇 ∨ 40	<del></del>					

### 長野県の一般職の退職手当引下げについて

### 1 引下げの経過

平成29年8月 人事院が「民間の退職金及び企業年金の実態調査の結果並びに国 家公務員の退職給付に係る本院の見解について」を公表

- ・退職給付総額での官民比較の結果、約781千円、公務が民間を上回る
- ・官民均衡の観点から、見直しを行うことが適切

平成30年1月 国家公務員退職手当法一部改正施行

4月 長野県職員退職手当条例一部改正施行

#### 2 引下げの内容

退職手当の算定に用いる調整率を次のとおり引き下げる

(退職手当額の平均で3.37%の引下げ)

期間	調整率	定年退職者 平均支給額(試算值)
平成30年3月31日まで	87/100	2,303 万円
平成30年4月1日以降	83. 7/100	2, 223 万円

### 退職手当の算定方法

退職手当=(退職時の給料月額×支給率)×調整率(※1)+調整額(※2)

※1 官民均衡を図るための調整係数

※2 退職前5年間の役職に応じて算定した額

(金額単位:万円(千円未満四捨五入))

		<u> </u>						額単位:万円(千円未満四捨五入))			
			知事			副知事					
		適用日	給料月額	支給割台	<b>à</b> (%)	手当額	給料月額	支給割台	<b>含(%)</b>	手当額	
				現行	改正前	. —		現行	改正前	. –	
愛	知	H26. 1. 1	135. 4	57	60	3, 704. 5	107. 3	42	45	2, 163. 2	
宮	崎	H26. 1. 1	124. 0	65	70	3, 868. 8	98. 0	46	50	2, 168. 3	
Ξ	重	H27. 4. 1	128. 0	59	70	3, 625. 0	101. 0	39	45	1, 891. 0	
鳥	取	知事:H27. 4. 13	115. 1	60	50	3, 314. 9					
滋	賀	H27. 8. 1	125. 0	59	70	3, 540. 0	98. 0	41	50	1, 928. 6	
大	阪	知事:H27. 11. 27 <i>副知事:H24. 4. 1</i>	152. 0	I	I	0.0					
群	馬	H28. 3. 22	131. 0	57	60	3, 584. 2	106. 0	43	45	2, 187. 8	
東	京	H30. 1. 1	145. 6	50	52	3, 494. 4	118. 9	40	41	2, 282. 9	
愛	媛	H30. 1. 1	132. 0	48. 1	50	3, 047. 6	101. 0	36. 5	38	1, 769. 5	
京	都	H30. 1. 1	129. 2	62	65	3, 845. 0	102. 3	43	45	2, 111. 5	
福	岡	H30. 1. 1	135. 0	51. 9	54	3, 363. 1	108. 0	39. 4	41	2, 042. 5	
長	崎	H30. 1. 1	126. 0	52	54	3, 145. 0	99. 0	36. 6	38	1, 739. 2	
新	潟	H30. 3. 1	126. 6	61	63	3, 706. 8	99. 1	42	43	1, 997. 9	
大	分	H30. 3. 8	120. 1	55. 1	57	3, 240. 8	95. 9	36. 7	38	1, 723. 7	
山	梨	H30. 3. 14	125. 0	50. 2	52	3, 012. 0	96.0	36. 7	38	1, 691. 1	
高	知	H30. 3. 23	122. 0	48	50	2, 810. 9	94. 0	35	36	1, 579. 2	
熊	本	H30. 3. 23	124. 0	58	59	3, 452. 2	97. 0	41	42	1, 909. 0	
奈	良	H30. 3. 27	121. 4	60. 9	63	3, 548. 8	94. 7	43. 5	45	1, 977. 3	
北流	<b>毎道</b>	H30. 4. 1	138. 0	49. 3	51	3, 265. 6	110.0	41. 6	43	2, 196. 5	
青	森	H30. 4. 1	126. 0	55	80	3, 326. 0	97. 0	40	50	1, 862. 0	
宮	城	H30. 4. 1	131.0	63	65	3, 961. 4	102. 0	41	42	2, 007. 4	
山	形	H30. 4. 1	122. 6	53	55	3, 118. 9	94. 4	36. 5	38	1, 653. 9	
福	島	H30. 4. 1	132. 0	53. 6	55. 5	3, 396. 1	103. 0	45. 4	47	2, 244. 6	
岐	阜	H30. 4. 1	134. 0	58	59	3, 730. 6	106. 0	41	42	2, 086. 1	
島	根	H30. 4. 1	124. 0	49. 4	51	2, 646. 3	97. 0	34. 9	36	1, 543. 7	
岡	Щ	H30. 4. 1	129. 0	57	59	3, 529. 4	102. 0	40	42	1, 958. 4	
広	島	H30. 4. 1	138. 9	53. 4	55. 3	3, 560. 3	109. 1	38. 5	39. 9	2, 016. 2	
香	Щ	H30. 4. 1	128. 5	48. 3	50	2, 979. 1	98. 0	36. 7	38	1, 726. 4	
平力	— <u>——</u> 均(大	阪府除く)	128. 5	55. 3	58. 5	3, 279. 2	101. 3	39. 9	42. 2	1, 940. 7	
30年	以降改	文定県平均	129. 1	54. 2	57. 1	3, 341. 9	101. 2	39. 3	41. 1	1, 910. 4	

# 主な県勢指標の比較

平成30年4月1日現在

財政力指数					
	%	順位			
東京	1.10133	1			
愛 知	0.92079	2			
神奈川	0.90832	3			
千葉	0.77827	4			
埼玉	0.76593	5			
大阪	0.76505	6			
静岡	0.71954	7			
栃木	0.63993	8			
茨城	0.63726	9			
福岡	0.63402	10			
兵 庫	0.63363	11			
群馬	0.62459	12			
	0.61443	13			
宮 城 広 島	0.60157	14			
三重	0.58545	15			
京都	0.58423	16			
滋賀	0.54974	17			
岐阜	0.53444	18			
福島	0.53346	19			
岡山	0.51755	20			
長野	0. 49610	21			
石川	0.48499	22			
香川	0.47572	23			
富山	0.46651	24			
新潟	0.45107	25			
山口	0.44031	26			
北海道	0.43523	27			
愛媛	0.42524	28			
奈良	0.42074	29			
熊本	0.39854	30			
山梨	0.39625	31			
福井	0.39353				
大分	0.37071	33			
岩手	0.35156	34			
山形	0.35108	35			
佐賀	0.34093	36			
青森	0.34082	37			
鹿児島	0.33303	38			
宮崎	0.33278	39			
沖縄	0.33241	40			
徳島	0.32946	41			
和歌山	0.32692	42			
長崎	0.32607	43			
秋田	0.32007	44			
鳥取	0.26553	45			
-1 /	0.25820	46			
高 島 根	0.25820	46			
	0.20199  年度決算ベース単				
	度地方財政状況				
1	総終省				

総務省

	人口						
	人	順位					
東 京	13,515,271	1					
神奈川	9,126,214	2					
大阪	8,839,469	3					
愛知	7,483,128	4					
埼玉	7,266,534	5					
千 葉	6,222,666	6					
兵 庫	5,534,800	7					
北海道	5,381,733	8					
福岡	5,101,556	9					
静岡	3,700,305	10					
茨 城	2,916,976	11					
広島	2,843,990	12					
京都	2,610,353	13					
宮城	2,333,899	14					
新潟	2,304,264	15					
長野	2, 098, 804						
岐阜	2,031,903	17					
栃木	1,974,255	18					
群馬	1,973,115	19					
岡山	1,921,525	20					
福島	1,914,039	21					
三重	1,815,865	22					
熊本	1,786,170	23					
鹿児島	1,648,177	24					
沖縄	1,433,566	25					
滋賀	1,412,916	26					
山口	1,404,729	27					
愛媛	1,385,262	28					
長崎	1,377,187	29					
奈 良	1,364,316	30					
青森	1,308,265	31					
	1,279,594	32					
岩 大 分	1,166,338	33					
石 川	1,154,008	34					
山形	1,123,891	35					
山 宮 崎	1,104,069	36					
富山	1,066,328	37					
秋 田	1,023,119	38					
香 川	976,263	39					
和歌山	963,579	40					
山 梨	834,930	41					
佐 賀	832,832	42					
福 井	786,740	43					
徳島	755,733	44					
高 知	728,276	45					
島根	694,352	46					
鳥取	573,441	47					
	27年10月1日時点	<u> </u>					
平月	成27年国勢調査						
総務省							

1 人当たり県民所得					
	千円	順位			
東京	4,512	1			
愛 知	3,527	2			
静岡	3,220	3			
栃木	3,204	4			
富山	3,185	5			
広島	3,145	6			
三重	3,144	7			
滋賀	3,144 3,126	8			
山口	3,126	8			
群 馬	3,092	10			
茨城京都	3,088	11			
京都	3,028	12			
大阪	3,013	13			
福井	2,973	14			
千葉	2,970	15			
<u> </u>	2,947	16			
神奈川	2,947	17			
徳島	2,929	18			
埼玉	2,903	19			
香 川	2,903	20			
福島	2,890	21			
兵 庫	2,861	22			
長野	2,844	22			
宮城	2, 821	23			
	9 807	24			
和歌山	2,807	24 25			
和歌山	2,798	25			
和歌山 山 梨	2,798 2,797	25			
和歌山       山 梨       福 岡	2,798 2,797 2,759	25 26 27			
和歌山 型 岡 町 島	2,798 2,797 2,759 2,717	25 26 27 28			
和歌山 型 福 岡 岐 島	2,798 2,797 2,759 2,717 2,716	25 26 27 28 29			
和歌山祖福時岩岡	2,798 2,797 2,759 2,717 2,716 2,711	25 26 27 28 29 30			
和山福岐岩岡新山東局手山潟	2,798 2,797 2,759 2,717 2,716 2,711 2,697	25 26 27 28 29 30			
和歌山福岐岩岡新山福岐岩岡新山	2,798 2,797 2,759 2,717 2,716 2,711 2,697 2,589	25 26 27 28 29 30 31 32			
和山福岐岩岡新山大山梨岡阜手山潟形分	2,798 2,797 2,759 2,717 2,716 2,711 2,697 2,589 2,589	25 26 27 28 29 30 31 32 33			
和山福岐岩岡新山大北海山県形分道	2,798 2,797 2,759 2,717 2,716 2,711 2,697 2,589 2,583 2,560	25 26 27 28 29 30 31 32 33 34			
和山福岐岩岡新山大北奈山梨岡阜手山潟形分道良	2,798 2,797 2,759 2,717 2,716 2,711 2,697 2,589 2,583 2,560 2,534	25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35			
和山福岐岩岡新山大北奈高山梨岡阜手山潟形分道良知	2,798 2,797 2,759 2,717 2,716 2,711 2,697 2,589 2,583 2,560 2,534 2,530	25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35			
和山福岐岩岡新山大北奈高愛山梨岡阜手山潟形分道良知媛	2,798 2,759 2,717 2,716 2,711 2,697 2,589 2,583 2,560 2,534 2,530 2,520	25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36			
和山福岐岩岡新山大北奈高愛山梨岡阜手山潟形分道良知媛	2,798 2,797 2,759 2,717 2,716 2,711 2,697 2,589 2,583 2,560 2,534 2,530 2,520 2,509	25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37			
和山福岐岩岡新山大北奈高愛山梨岡阜手山潟形分道良知媛	2,798 2,797 2,759 2,717 2,716 2,711 2,697 2,589 2,583 2,560 2,534 2,530 2,520 2,509 2,467	25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38			
和山福岐岩岡新山大北奈高愛佐秋島山梨岡阜手山潟形分道良知媛賀田根	2,798 2,797 2,759 2,717 2,716 2,711 2,697 2,589 2,583 2,560 2,534 2,530 2,520 2,509 2,467 2,440	25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38			
和山福岐岩岡新山大北奈高愛佐秋島青山梨岡阜手山潟形分道良知媛賀田根森	2,798 2,797 2,759 2,717 2,716 2,711 2,697 2,589 2,583 2,560 2,534 2,530 2,520 2,509 2,467 2,440 2,405	25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40			
和山福岐岩岡新山大北奈高愛佐秋島青熊山梨岡阜手山潟形分道良知媛賀田根森本	2,798 2,797 2,759 2,717 2,716 2,711 2,697 2,589 2,583 2,560 2,534 2,530 2,520 2,509 2,467 2,440 2,405 2,395	25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42			
和山福岐岩岡新山大北奈高愛佐秋島青熊鹿山梨岡阜手山潟形分道良知媛賀田根森本島	2,798 2,797 2,759 2,717 2,716 2,711 2,697 2,589 2,583 2,560 2,534 2,530 2,520 2,509 2,467 2,440 2,405 2,395 2,389	25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43			
和山福岐岩岡新山大北奈高愛佐秋島青熊鹿宮山梨岡阜手山潟形分道良知媛賀田根森本島崎	2,798 2,797 2,759 2,717 2,716 2,711 2,697 2,589 2,583 2,560 2,534 2,530 2,520 2,520 2,509 2,467 2,440 2,405 2,395 2,389 2,381	25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44			
和山福岐岩岡新山大北奈高愛佐秋島青熊鹿宮長山梨岡阜手山潟形分道良知媛賀田根森本島崎崎	2,798 2,797 2,759 2,717 2,716 2,711 2,697 2,589 2,583 2,560 2,534 2,530 2,520 2,509 2,467 2,440 2,405 2,395 2,389 2,381 2,354	25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45			
和山福岐岩岡新山大北奈高愛佐秋島青熊鹿宮山梨岡阜手山潟形分道良知媛賀田根森本島崎	2,798 2,797 2,759 2,717 2,716 2,711 2,697 2,589 2,583 2,560 2,534 2,530 2,520 2,520 2,509 2,467 2,440 2,405 2,395 2,389 2,381	25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44			

平成26年度県民経済計算·国民経済計算

内閣府

# 県勢指標類似県との比較【給料・報酬月額】 (H30.4.1現在)

(1) 財政力指数 (単位:万円)

	給料・報酬月額							
区分	知事	副知事	議長	副議長	議員			
福島	132.0	103.0	101.0	90.0	83.0			
新 潟	126.6	99.1	98.1	85.8	78.6			
富山	130.0	102.0	91.0	86.0	78.0			
石 川	130.0	102.0	91.0	86.0	78.0			
岐 阜	130.1	106.3	102.0	92.0	83.4			
滋賀	125.0	98.0	98.0	85.0	80.0			
京 都	129.2	102.3	112.0	103.0	96.0			
岡山	129.0	102.0	100.0	90.0	84.0			
ШП	129.0	102.0	98.0	88.0	84.0			
香 川	128.5	98.0	94.0	85.0	80.0			
平均	128.9	101.5	98.5	89.1	82.5			
長 野	127.8	98.5	98.5	86.1	80.4			

(2) 人 口 (単位:万円)

	給料・報酬月額						
区分	知事	副知事	議長	副議長	議員		
宮城	131.0	102.0	102.0	91.0	84.0		
福島	132.0	103.0	101.0	90.0	83.0		
茨 城	134.0	108.0	101.0	90.0	85.0		
栃木	129.0	101.0	99.0	90.0	83.0		
群馬	131.0	106.0	98.0	92.0	83.0		
新 潟	126.6	99.1	98.1	85.8	78.6		
岐 阜	134.0	106.0	102.0	92.0	85.0		
京都	129.2	102.3	112.0	103.0	96.0		
岡山	129.0	102.0	100.0	90.0	84.0		
広島	138.9	109.1	111.3	96.4	90.1		
平均	131.5	103.9	102.4	92.0	85.2		
長 野	127.8	98.5	98.5	86.1	80.4		

### (3) 1人当たり県民所得

	給料・報酬月額						
区分	知事	副知事	議長	副議長	議員		
宮城	131.0	102.0	102.0	91.0	84.0		
福島	132.0	103.0	101.0	90.0	83.0		
埼 玉	142.0	113.4	114.4	101.6	92.7		
山梨	125.0	96.0	91.0	82.0	77.0		
岐 阜	134.0	106.0	102.0	92.0	85.0		
兵 庫	134.0	105.0	108.0	98.5	88.0		
和歌山	121.0	95.0	95.0	81.0	77.0		
徳島	130.0	99.0	95.0	86.0	81.0		
香川	128.5	98.0	94.0	85.0	80.0		
福岡	135.0	108.0	111.0	98.0	89.0		
平均	131.3	102.5	101.3	90.5	83.7		
長 野	127.8	98.5	98.5	86.1	80.4		

# 県勢指標類似県との比較【退職手当】 (H30.4.1現在)

### (1) 財政力指数

	退職手当						
区分	知	事	副知事				
	金額(万円)	支給割合(%)	金額(万円)	支給割合(%)			
福島	3,396	53.6	2,245	45.4			
新 潟	3,707	61	1,998	42			
富山	4,056	65	2,203	45			
石 川	3,120	50	1,763	36			
岐 阜	3,731	58	2,086	41			
滋賀	3,540	59	1,929	41			
京都	3,845	62	2,112	43			
岡 山	3,529	57	1,958	40			
μП	3,096	50	1,958	40			
香 川	2,979	48.3	1,726	36.7			
平均	3,500	56.4	1,998	41.0			
長 野	3,374	55	1,891	40			

### (2) 人 口

	退職手当						
区分	知	事	副知事				
	金額(万円)	支給割合(%)	金額(万円)	支給割合(%)			
宮城	3,961	63	2,007	41			
福島	3,396	53.6	2,245	45.4			
茨 城	3,602	56	2,177	42			
栃木	3,715	60	2,182	45			
群馬	3,584	57	2,188	43			
新潟	3,707	61	1,998	42			
岐 阜	3,731	58	2,086	41			
京都	3,845	62	2,112	43			
岡山	3,529	57	1,958	40			
広島	3,560	53.4	2,016	38.5			
平均	3,663	58.1	2,097	42.1			
長 野	3,374	55	1,891	40			

### (3) 1人当たり県民所得

(3) 1 八ヨたり宗氏が持							
	退職手当						
区分	知	事	副知事				
	金額(万円)	支給割合(%)	金額(万円)	支給割合(%)			
宮城	3,961	63	2,007	41			
福島	3,396	53.6	2,245	45.4			
埼 玉	4,090	60	2,504	46			
山梨	3,012	50.2	1,691	36.7			
岐 阜	3,731	58	2,086	41			
兵 庫	4,052	63	2,369	47			
和歌山	3,427	59	1,915	42			
徳島	3,120	50	1,901	40			
香川	2,979	48.3	1,726	36.7			
福岡	3,363	51.9	2,043	39.4			
平均	3,513	55.7	2,049	41.5			
長 野	3,374	55	1,891	40			

### 長野県特別職報酬等審議会条例

昭和39年長野県条例第93号

(設置)

第1条 特別職の職員の報酬及び給料の額等の改定について審議するため、長 野県特別職報酬等審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 審議会は、県議会議員の議員報酬の額並びに知事及び副知事の給料の 額及び退職手当の支給基準の改正について、知事の諮問に応じて審議するも のとする。

(組織等)

- 第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。
- 2 委員は、学識経験者及び県民のうちから必要の都度、知事が任命する。
- 3 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

- 第4条 審議会に会長を置き、委員が互選する。
- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代 理する。

(会議)

- 第5条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(補則)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、知事が定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(略)

### 長野県特別職報酬等審議会の傍聴要領

### 1 傍聴の手続き

- (1) 長野県特別職報酬等審議会(以下「審議会」という。)の会議の傍聴を希望する 者は、会場受付で氏名及び住所を記入の上、会議の開始までに所定の席に着席し てください。
- (2) 傍聴希望者が、傍聴席の数を超えた場合は、先着順により傍聴者を決定します。

#### 2 傍聴者の遵守事項

次の事項に違反した場合は、傍聴を認めない場合があります。

- (1) 傍聴者は静粛に傍聴してください。発言をしたり、拍手その他の方法により賛 成又は反対の意向を表明したりしないでください。
- (2) 傍聴者は、上記のほか、会議に支障となる行為はしないでください。
- (3) その他、審議会会長の指示に従ってください。

### 特別職の職員の給与に関する条例

昭和27年長野県条例第10号

(目的)

- 第1条 この条例は、特別職の職員の給与について定めることを目的とする。 (常勤の職員の給与)
- 第2条 常勤の特別職の職員(以下「常勤の職員」という。)に支給する給与は、 給料、通勤手当、期末手当、寒冷地手当及び退職手当とする。
- 2 知事の秘書に支給する給与は、前項に定めるもののほか、給料の特別調整額、 扶養手当、住居手当、単身赴任手当及び勤勉手当とする。
- 第3条 常勤の職員の給料月額は、別表第1に掲げる額とする。
- 第4条 常勤の職員の給料以外の給与(次条及び第5条の2に定めるものを除 く。)の支給額は、一般職の職員の給与に関する条例(昭和27年長野県条例第 6号。以下「一般職給与条例」という。)の適用を受ける一般職の職員の例に より算出される額とする。
- 第4条の2 常勤の職員(知事の秘書を除く。)の期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条及び第7条において「基準日」という。)にそれぞれ在職する者に対して、それぞれ6月30日及び12月10日(これらの日が日曜日又は土曜日に当たるときは、それぞれその日の直前の金曜日である日。以下これらの日について規定している場合について同じ。)に支給する。これらの基準日前1月以内に、任期が満了し、辞職し、失職し、又は死亡した者についても、同様とする。
- 2 前項の期末手当の支給額は、それぞれその基準日現在(同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職又は死亡の日現在)において受けるべき給料月額及びその額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、6月30日に支給する場合においては100分の157.5、12月10日に支給する場合においては100分の172.5を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
  - (1) 6月 100分の100
  - (2) 5月以上6月未満 100分の80
  - (3) 3月以上5月未満 100分の60
  - (4) 3月未満 100分の30
- 第5条 常勤の職員の給与(退職手当を除く。)の支給条件、支給方法及び支給期日については、前条第1項に定めるもののほか、一般職の職員の給与の例による。ただし、一般職給与条例第44条の例にはよらないものとする。
- 第5条の2 常勤の職員に対する退職手当の額は、退職又は死亡の日におけるその者の給料月額に、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。
  - (1) 知事の勤続期間については、1月につき100分の55

- (2) 副知事の勤続期間については、1月につき100分の40
- (3) 地方公営企業の管理者及び教育長の勤続期間については、1月につき100分 の26
- (4) 前3号に規定する常勤の職員以外の常勤の職員の勤続期間については、1月につき100分の17
- 2 前項の勤続期間の計算は、常勤の職員となつた日から退職又は死亡した日までの在職期間の月数による。この場合における月数は、暦に従つて計算し、1 月に満たない端数を生じたときは、これを切り捨てる。
- 3 常勤の職員の退職手当の支給は、その任期ごとに行う。
- 4 国家公務員(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第2条に規定する者をいう。以下同じ。)から引き続いて常勤の職員となつた者(任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、国家公務員から引き続いて一般職の職員となり、引き続いて常勤の職員となつた者を含む。)が退職し、退職の日又はその翌日に常勤の職員となつたときは、その退職に伴う退職手当は、支給しない。その者が常勤の職員を退職し、退職の日又はその翌日に常勤の職員となったときも、同様とする。
- 5 前項に規定する者の常勤の職員としての在職期間には、長野県職員退職手当条例(昭和28年長野県条例第67号)第7条第6項の規定の例により計算した国家公務員としての引き続いた在職期間及び同条第5項の規定により通算された一般職の職員としての在職期間を含むものとする。
- 6 前項の規定により在職期間を通算された者が常勤の職員を退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に常勤の職員となつたときは、引き続いて在職したものとみなす。
- 7 前2項の規定により在職期間を通算された者が退職した場合における退職手 当の額は、第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。
  - (1) 国家公務員を退職した日(任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、 国家公務員から引き続いて一般職の職員となり、引き続いて常勤の職員となつ た者にあつては、一般職の職員を退職した日) に受けていた給料月額及びその 者の職員としての引き続いた在職期間から常勤の職員として在職していた期 間を除算した期間を基礎として、一般職の職員の退職手当の例により計算して 得た額
  - (2) 常勤の職員として在職していた期間ごとに、それぞれ常勤の職員を退職した日に受けていた給料月額及び当該在職していた期間を基礎として、第1項の規定により計算して得た額の合計額
- 8 第5項の規定により在職期間を通算された者が常勤の職員を退職した場合に おいて、その者が退職の日又はその翌日に国家公務員となつたときは、この条 例の規定による退職手当は、支給しない。
- 9 常勤の職員の退職手当については、前各項に定めるもののほか、長野県職員 退職手当条例の規定の例による。

(非常勤の特別職の職員の給与)

- 第6条 議会の議員に月額により支給する議員報酬は、別表第2に掲げる額とする。
- 2 議員報酬は、議会の議員の任期が開始する日から任期満了の日まで毎月支給する。
- 3 議長又は副議長となつた者及び再選挙、補欠選挙又は繰上補充により議員と なつた者には、その日からそれぞれ議員報酬を支給する。
- 4 議長、副議長又は議員が、辞職し、失職し、除名され、又は議会の解散により任期が終了した場合にはその日まで、死亡した場合にはその月までそれぞれ 議員報酬を支給する。
- 5 前3項の規定により議員報酬を支給する場合(死亡に係る場合を除く。)であって、月の初日から支給するとき以外のとき又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その議員報酬額は、その月の現日数を基礎として日割りによって計算する。
- 第7条 議会の議員で基準日に在職するものに対しては、それぞれ6月30日及び 12月10日に期末手当を支給する。これらの基準日前1月以内に、任期が満了し、 辞職し、失職し、除名され、死亡し、又は議会の解散により任期が終了したこ れらの者(当該これらの基準日においてこの項前段の規定の適用を受ける者を 除く。)についても、同様とする。
- 2 第4条の2第2項の規定は、前項の規定による期末手当の支給額について準用する。この場合において、同項中「又は死亡」とあるのは「、除名、死亡又は議会の解散による任期終了」と、「給料月額」とあるのは「議員報酬額」と読み替えるものとする。
- 第8条 非常勤の特別職の職員のうち議会の議員以外の者に支給する報酬は、別表第3に掲げる額とする。
- 2 前項に規定する者に対する報酬は、次の各号に定めるところにより支給する。
  - (1) 月額によるものは、毎月
  - (2) 日額によるものは、次の区分による。
    - ア 別表第3の2に掲げる者にあつては、勤務した日の属する月の翌月
    - イ 別表第3の3に掲げる者にあつては、その職務執行のとき
    - ウ 別表第3の4に掲げる者にあつては、任命権者が定めるとき
- 3 前項第1号の月額による報酬の支給については、議員報酬の支給の例による。
- 第9条 前条の規定にかかわらず、その月のうち全く職務に従事しない者には、 別表第3の2に掲げる月額による報酬を除き、その月の報酬は支給しない。 (重複給与の調整)
- 第10条 常勤の職員及び一般職の常勤を要する職員が、特別職の職員の職を兼ねるときは、その兼ねる特別職の職員として受けるべき給与は支給しない。
- 2 前項の規定にかかわらず、その兼ねる特別職の職員として受けるべき給与の 月額が、常勤の職員として受ける給料または一般職の職員として受ける給料の 月額をこえるときは、その差額をその兼ねる特別職の職員として所属する機関 から支給をする。

### (別表第1) (第3条関係)

職名	給料月額	
知事	1, 278, 000円	
副知事	985,000円	
地方公営企業の管理者	814,000円	
加車の利車	204,000円以上397,000円以下の範囲内において	
知事の秘書	任命権者が定める額	
教育長	814,000円	
人事委員会の常勤の委員	708,000円	
常勤の監査委員	785,000円	

### (別表第2) (第6条関係)

職名	議員報酬
議長	985,000円
副議長	861,000円
議員	804,000円

### (別表第3) (第8条関係)

### 1 月額で支給する報酬

職名	報酬	
<b>送</b> 人の発見の利力	181,000円以上355,000円以下の範囲内において	
議会の議長の秘書	任命権者が定める額	
古田 禾 呂	37,800円以上163,000円以下の範囲内において	
専門委員	任命権者が定める額	

### 2 日額と月額とを併せて支給する報酬

職名		報酬		
		日額	月額	
人事委員会の非常勤の委員	委員長	25,600円	75,600円	
八争安貝云の作用到の安貝	委員	23,000円	65,600円	
非常勤の監査委員	23,000円	81,600円		
教育委員会の委員		23,000円	65,600円	
公安委員会の委員	委員長	25,600円	81,600円	
公女安貝云の安貝	委員	23,000円	64,000円	
	会長	25,600円	81,600円	
労働委員会の委員	公益委員	23,000円	65,600円	
	その他の委員	23,000円	55,000円	
選挙管理委員会の委員	委員長	25,600円	63,600円	
医学官 性安貝云 り安貝	委員	23,000円	50,300円	

(備考) 非常勤の監査委員で議会の議員のうちから選任されたものに対して は、月額による報酬は支給しない。

### 3 日額で支給する報酬

3 日銀で又和りる報酬	職名	報酬
	12. E	10,600円
選挙分会長		10,000,3
選挙立会人		8,800円
内水面漁場管理委員会の委	会長	25,600円
員	委員	23,000円
収用委員会の委員及び予備	会長	25,600円
委員	委員及び予備委員	23,000円
土地収用法(昭和26年法律第	第219号)に規定するあつせん委員	15,600円
及び仲裁委員		
総合計画審議会の委員及び	専門委員	12,800円
防災会議の委員及び専門委員		
国民保護協議会の委員		
人権政策審議会の委員		
男女共同参画推進指導委員		
男女共同参画審議会の委員		
消費者被害救済委員会の委員		
消費生活審議会の委員及び		
行政機構審議会の委員及び真		
特別職報酬等審議会の委員		
公務災害補償等認定委員会	の委員	
公務災害補償等審査会の委員		
私立学校審議会の委員		
情報公開審査会の委員		
個人情報保護運営審議会の	委員	
個人情報保護審査会の委員		
公益認定等審議会の委員及で		
行政不服審査会の委員及び		
公立大学法人長野県立大学		
交通安全対策会議の委員及で		
自治紛争処理委員		
本人確認情報保護審議会の	委員	
固定資産評価審議会の委員		
地方社会福祉審議会の委員		
保育士試験委員		
子ども支援委員会の委員及び	び特別委員	

幼保連携型認定こども園審議会の委員及び専門委員

青少年問題協議会の委員

障がい者施策推進協議会の委員及び専門委員

障害者介護給付費等不服審査会の委員

障害児通所給付費等不服審査会の委員

国民健康保険審査会の委員

介護保険審査会の委員

労働問題審議会の委員及び専門委員

職業能力開発審議会の委員

医療審議会の委員及び専門委員

准看護師試験委員

後期高齢者医療審査会の委員

感染症診査協議会の委員

指定難病審査会の委員

小児慢性特定疾病審査会の委員

地方精神保健福祉審議会の委員及び臨時委員

精神医療審査会の委員

生活衛生適正化審議会の委員

環境審議会の委員、特別委員及び専門委員

麻薬中毒審査会の委員

地方薬事審議会の委員及び専門委員

地方独立行政法人長野県立病院機構評価委員会の委員及び臨

時委員

環境影響評価技術委員会の委員及び専門委員

中小企業振興審議会の委員及び専門委員

観光振興審議会の委員及び専門調査員

食と農業農村振興審議会の委員

農業共済保険審査会の委員及び臨時委員

卸売市場審議会の委員及び専門委員

森林審議会の委員

建設工事紛争審査会の委員及び特別委員

契約審議会の委員及び特別委員

都市計画審議会の委員、臨時委員及び専門委員

水防協議会の委員

治水・利水ダム等検討委員会の委員及び特別委員

建築審査会の委員及び専門調査員

建築士審査会の委員及び建築士試験委員

開発審査会の委員

住宅審議会の委員及び専門委員

景観審議会の委員及び専門委員

土地利用審査会の委員 産業教育審議会の委員、臨時委員及び専門調査員 学校運営協議会の委員 教科用図書選定審議会の委員 社会教育委員 生涯学習審議会の委員及び専門委員 文化財保護審議会の委員及び臨時委員 図書館協議会の委員 美術館協議会の委員 歴史館協議会の委員 歴史館協議会の委員 配置施設視察委員会の委員 警察署協議会の委員

### 4 1から3までに掲げる職員以外の職員に支給する報酬

職名	報酬		
	1件について12,800円 (麻薬及び向精神薬取締法(昭		
精神保健指定医	和28年法律第14号)第58条の6第1項の規定による麻		
	薬中毒者等の診察を行う場合にあつては15,600円)		
7.の仏柱印跡の聯旦	予算の範囲内において、他の職員との権衡を考慮して		
その他特別職の職員	任命権者が定める額		

### 特別職報酬等審議会の答申(平成25年5月)について

### 1 経過等

4月10日(水) 第1回審議会(諮問)

5月 2日(木) 第2回審議会

5月30日(木) 第3回審議会(答申)

### 2 答申の概要

### (1)報酬及び給料の額

本県一般職の改定状況(△0.3%)及び賃金実態等県民を取巻く社会・経済 情勢を考慮し、現行額から0.3%引下げ。

職名	報酬(給料)月額	引下額
議長	985, 000 円	△3,000円
副議長	861,000円	△3,000円
議員	804, 000 円	△3,000円
知 事	1, 278, 000 円	△4,000円
副知事	985, 000 円	△3,000円

#### (2) 退職手当の支給基準

知事及び副知事の退職手当の支給割合について、一般職の退職手当の引下げを受けて特別職の退職手当の引下げを行った県の状況等を考慮し、次のとおり引下げ。

職名	支給割合	引下額
知事	65/100 → 55/100	△6, 259, 200 円
副知事	45/100 → 40/100	△2, 428, 800 円

#### (3) 改定の時期

上記の改定は速やかに実施すべきである。

### (4) 退職手当の支給方法について

退職手当の支給方法については本審議会で出された意見を基に、県において検討の上、適切に判断されることが適当である。

長野県知事 阿 部 守 一 様

長野県特別職報酬等審議会 会 長 小 山 邦 武

### 県議会議員の報酬の額並びに知事及び副知事の給料の額及び 退職手当の支給基準の改定について(答申)

平成25年4月10日に貴職から諮問のあった県議会議員の報酬の額並びに 知事及び副知事の給料の額及び退職手当の支給基準の改定とその改定の時期、 退職手当の支給方法その他の必要な事項について、本審議会は平成25年4月 10日、5月2日、5月30日の3回にわたり慎重に審議を行いました。 その結果、次のとおり答申します。

#### 1 本文

#### (1)報酬及び給料の額

県議会議員の報酬の額並びに知事及び副知事の給料の額について、次の とおり改定することが適当である。

議長月額985,000円副議長月額861,000円議員月額804,000円知事月額1,278,000円副知事月額985,000円

### (2) 退職手当の支給基準

知事及び副知事の退職手当の支給基準について、支給割合は次のとおり 改定することが適当である。

知 事 1月につき 100分の55 副知事 1月につき 100分の40

#### (3) 改定の時期

上記の改定は速やかに実施すべきである。

#### (4) 退職手当の支給方法について

退職手当の支給方法については本審議会で出された意見を基に、県において検討の上、適切に判断されることが適当である。

#### 2 改定理由等

#### (1) はじめに

本県の特別職の報酬等については平成20年に改定されて以降、5年余りが経過している。

この間、特別職の報酬等は報酬及び給料の月額ついては12都府県、退職手当については25都道府県で改定が行われている。

また、本県の一般職の給与改定の状況をみると、月例給は若干ではあるが引き下げが行われ、退職手当についてもこの4月から段階的に約15.6%の引き下げが行われている。

こうした経過を踏まえ、本県の特別職の報酬等について現状における適 正な水準を審議した。

### (2) 改定に当たっての基本的な考え方

適正な水準への改定を検討するに当たり、本審議会として基本的にどのような考え方をすべきかについて、審議の過程において各委員から以下のような意見が出された。

- ①特別職の報酬等はただ低ければよいというものではなく、その職責に あった額を支給した上でしっかりと仕事をしていただくということが 重要である。
- ②特別職の職務の実績や仕事の内容を数字で表すことは難しいが、判断 基準として考慮したらどうか。
- ③常勤の特別職については退職手当の支給もあるため、任期4年間の総 支給額を比較する必要がある。
- ④報酬等の支給基準を決めるに当たっては都道府県の単純平均だけではなく、本県の全国における状況をより的確に反映させるため人口、一人当たり県民所得、財政力等の県勢指標が類似した県と比較する必要がある。
- ⑤知事等常勤の特別職は民間で考えると役員に当たるため、その報酬の 状況も参考になると考える。

これらの意見を踏まえて検討した結果、本審議会としては一般職及び県勢指標が本県と類似する県の状況等を、特別職の報酬等の改定を検討するための基本的な考え方とすることとした。

なお、検討に当たっては特別職の職責や職務内容、常勤特別職である知事、副知事については給料月額や期末手当に退職手当を含めた1任期当たり支給額も参考にした。

#### (3)報酬及び給料の月額について

本県の特別職の報酬及び給料の月額は県勢指標の類似する県と比べると低い水準と言える。

しかし、本県の特別職の報酬等を改定した平成20年4月以降、本県の一般職の給与は0.3%の引き下げが行われており、賃金の実態等県民を取り巻く社会・経済情勢は依然として厳しい状況にある。

以上を勘案して県議会議員の報酬並びに知事及び副知事の給料の月額については現行から 0.3%引き下げることが適当と考える。

なお、端数処理については従前の例にならい改定率を乗じた額の千円未満を切り捨てた上で千円単位とすることとする。

### (4) 退職手当の支給基準について

退職手当は退職時の給料月額に支給割合及び勤続期間(在職月数)を乗じて支給額を算出しており、知事等常勤の特別職のみに支給されている。

本県の知事及び副知事の退職手当の支給基準のうち支給割合は県勢指標の類似する県と比べると高い水準と言える。

一方で、本県を含む都道府県の一般職の退職手当は段階的に約 15.6%引き下げられている。

以上を勘案してその支給割合は引き下げる方向で検討することとした。 なお、引き下げ後の水準を検討するに当たっては、以下の2点を考慮す ることとした。

- ①一般職の退職手当の引き下げを受けて平成25年1月以降に知事及び 副知事の退職手当の引き下げを行った県の支給割合の平均。
- ②本県が前回改定を行った平成20年4月1日以降に改定を行った県の 支給割合の平均。

以上の2点の平均は、知事については概ね100分の55、副知事については概ね100分の40となる。

したがって、退職手当の支給割合は、知事については 100 分の 65 から 100 分の 55 へ、副知事については 100 分の 45 から 100 分の 40 へ、それぞれ引き下げることが適当と考える。

#### (5) 1年当たりの支給額の状況

(3) に基づく報酬及び給料の月額の引き下げ、並びに(4) に基づく 知事及び副知事の退職手当の支給割合の引き下げを行った場合の年間支給 額及び退職手当の支給額は次の表のとおりとなる。

人口、一人当たり県民所得及び財政力指数等の県勢指標を見た場合、本県

の順位は47都道府県のうち中位より若干上となる。

しかし、一般職の退職手当が引き下げられた後に、特別職の退職手当額の 改定を行っていない県が本県を除き28県あり、それらの県において数年の うちに改定が行われるであろうことも想定される。

これらの状況を勘案すると、改定後における本県の特別職の報酬等の額については、その順位は県勢指標が類似する他県の全国順位に比べてやや低いものの適正な水準の範囲内と考えられる。

(改定後)

(単位:万円、()内は全国都道府県の順位)

	報酬·給料 (月額)	期末手当 (年額)	年間支給額	現行と の対比	退職手当 (一任期)	現行と の対比
議長	98. 5	421.3	1,603.3(22)	△4.9	_	_
副議長	86. 1	368. 3	1, 401. 5 (27)	△4.9	_	_
議員	80. 4	343. 9	1, 308. 7 (25)	△4. 9		_
知事	127.8	546. 7	2, 080. 3 (29)	△6.5	3, 373. 9 (35)	△625. 9
副知事	98. 5	421.3	1, 603. 3 (30)	△4.9	1,891.2(37)	△242. 9

#### (現 行)

	報酬・給料	期末手当	年間支給額	退職手当
	(月額)	(年額)		(一任期)
議長	98.8	422.6	1,608.2(22)	_
副議長	86. 4	369. 6	1, 406. 4 (27)	_
議員	80. 7	345. 2	1, 313. 6 (25)	
知事	128. 2	548. 4	2, 086. 8 (29)	3, 999. 8 (18)
副知事	98.8	422.6	1,608.2(30)	2, 134. 1 (23)

#### (6) 改定の時期及び経過措置について

改定後の報酬等の額及び退職手当の支給基準は速やかに適用することと し、経過措置については講じないことが適当である。

#### (7) 退職手当の支給方法について

退職手当の支給方法等に関して各委員からは以下のような意見が出された。

①退職手当の支給方法に関してほとんどの都道府県で任期ごとの支給となっている。また、任期を通算しての支給では一時的に大きな支出となるため、任期ごとでよいのではないか。

②もとより、支給方法と税制の関係は難しい問題である。税制の改正により退職手当の税額が増えることになるが、税制改正の趣旨からして、選挙で選ばれる地方公共団体の長にそのまま当てはめることは疑問である。したがって、任期ごとの支給にこだわる必要はないのではないか。

退職手当の支給方法については任期ごと、任期ごとにこだわる必要がない等の意見があり、本審議会で出された意見を基に県において適切に判断することが適当との結論に至った。